

学校法人明海大学職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第2条第3項の規定に基づき、学校法人明海大学（以下「本法人」という。）の職員の職務に係る倫理の保持に資するため、必要な措置を講ずるとともに、職務の公正さに対して疑惑や不信を招くような行為を防止し、もって本法人の業務に対する信頼を確保することを目的とする。

(倫理行動基準)

第2条 職員は、本法人の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第1号から第3号までに掲げる倫理原則とともに第4号及び第5号に掲げる事項をその職務に係る倫理保持の基準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、業務の公共性にかんがみ、職務の執行にあたり一部の者に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの関係者の利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、本法人の規則に基づく権限の行使に当たっては、当該権限の行使に関係する者から利益の供与等を受けること等により疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が本法人の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

第3条 この規程において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約に関する業務
「これらの契約を締結している事業者、これらの契約の申込をしている事業者及びこれらの契約の申込をしようとしていることが明らかである事業者」
- (2) 職員として採用する者の決定に関する業務
「法人の職員として採用を希望する個人及びその関係者」
- (3) 職員、学生等の懲戒処分に関する業務
「当該懲戒処分の対象となる職員、学生等」
- (4) 入学試験における合格者の決定に関する業務
「明海大学への入学を志願する個人及びその関係者」
- (5) その他の業務
「当該職員の職務遂行によって直接に利益又は不利益を受ける個人及びその関係者」

(倫理監督者)

第4条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、本法人に倫理監督者を置く。

2 前項の倫理監督者は、本法人の役職員の中から理事長が任命する。

(倫理監督者の責務等)

第5条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 第9条の相談に応じ必要な指導及び助言を行うこと。
 - (2) 職員が特定の者と疑惑や不信を招くような関係をもつことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 2 倫理監督者は、職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(禁止行為)

第6条 職員は、その職務に関し、利害関係人から利益の供与を受け又はその要求若しくは約束してはならず、また利害関係人から請託を受けて、第三者に対し利益を供与させ又はその供与の要求若

しくは約束をしてはならない。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第8条 職員は、本法人の他の職員の第6条の規定に違反する行為によって当該他の職員が得た利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 監督又は管理する地位にある者は、その監督し、又は管理する職員が、この規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(倫理監督者への相談)

第9条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第6条に規定する行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。